

意見書

産業能率大学教職員組合（産能ユニオン）

第1 総論

1 一般に、名誉毀損の問題は日本国憲法の保障する思想・信条の自由（第19条）及び言論・出版その他一切の表現の自由（第21条）との関係で慎重に判断すべきものであります。

このため、インターネット上での投稿記事に対しては「まず発信者又はサイト管理者に対して合理的な理由を示して削除要求を行い、それが相当な期間を置いても合理的な理由なく実施されなかった場合に初めて民事訴訟の対象となりうる」と解すべきです。御社に対して権利が侵害されたと主張する学校法人産業能率大学（以下「産業能率大学」といいます）のように、それを無視し、いきなり訴訟をちらつかせることは、思想・信条及び表現の自由を侵害するものであり、違法のみならず完全に違憲な行為と言わざるを得ません。

我々産能ユニオンは従前より、産能ユニオン会議室を別紙の運用規則⁽¹⁾に従って管理しており、運用規則で「5. 投稿記事が削除に相当すると判断した者は、投稿又は電子メールによって削除を依頼することができる。この場合、削除理由はすべて公開する。」と明文化しております。そればかりか、産能ユニオン会議室の各投稿欄の右下には発信者に対して異論がある場合のことを想定して「新規投稿 | 返信 | 投稿者削除」⁽¹⁾を事前に用意しております。

このように、我々は無秩序に産能ユニオン会議室を放置してきたわけではありません。本件問題につき、産業能率大学はまず会議室の運用規則に従って、合理的な理由を付して削除要求を発信者又は掲示板管理者に対して行うことが相当であり、それでもなお発信者又は掲示板管理者が合理的な理由無く削除に応じなかった場合に初めてプロバイダに対して『発信者情報開示依頼書』を送付すべきものであります。また、御社は、産業能率大学に対してまず「投稿に対する削除要求を行ったか否か」を確認し、削除要求が行われた上で相当の期間を置いても合理的な理由なく削除に係る管理権の行使が実施されなかった場合に初めて投稿者に対して『発信者情報開示に係る意見照会書』を送付すべきものであると考えます。

にもかかわらず、御社が産業能率大学の一方的な、社会通念を無視した、違憲の疑いさえある要求に過敏に反応して利用者に対し当該題名の文書を配達証明郵便で送りつけるなどということは、利用者に対する背信行為であるのみ

ならず、思想・信条・表現の自由を侵害し弾圧する行為に荷担していることでさえあります。御社のこのような行為が広く一般に知られれば、極端な場合、御社のプロバイダとしての信頼は地に堕ち、もはや契約する人は誰もいなくなるおそれがあることをご指摘申し上げます。

- 2 産業能率大学は、産能ユニオンによる再三再四にわたる公式、非公式の抗議にも関わらず、合理的な理由を付した削除依頼を一度も出しておりません。産能ユニオンは当該ホームページの会議室において繰り返し削除依頼要件を提示し、注意を喚起しているだけでなく、公式にも、2005年7月度教授会において、産能ユニオン幹部が産業能率大学の代理人弁護士の一人、ひかり総合法律事務所所属小澤和彦氏に対して「問題のある投稿については、まず削除依頼をするのが妥当だろう。あなたの名前で結構なので、どの投稿が名誉毀損にあたるのか番号で特定し、合理的理由を付して削除依頼記事を掲示板に投稿してほしい。」と要求しております。その後さらに、産能ユニオン顧問弁護士から平成17年7月8日付で産業能率大学代理人のひかり総合法律事務所宛に合理的な理由を付して産能ユニオン会議室に削除依頼記事を投稿するとともに、産能ユニオン顧問弁護士宛に削除要求を申し出るよう通知する文書を配達証明郵便で送達しております。

ところが、代理人のひかり総合法律事務所所属弁護士の藤原宏高、九石拓也、沢田行助、平岡敦、小澤和彦各氏は、平成17年7月14日付で「当職らが貴職より頂きました平成17年7月8日付通知書の内容は、学校法人産業能率大学が産能ユニオン（産能ユニオン）の法的責任を追及する前提として、まず、名誉毀損発言の特定及び削除要求をせよということであると理解いたしました。しかしながら、そもそも、当職らは、現段階ではそのような委任を産能ユニオンから受けておりませんので、その旨ご連絡させていただきます。」との回答をしております。

産能ユニオンは、産能ユニオンに対しても、産能ユニオン顧問弁護士に対しても、また、発信者に対しても名誉毀損に当たると主張する投稿に対して未だ合理的な理由を付して削除要求を提出していないというのが実状であります。公開の場で、合理的な理由を付した削除依頼を公式に表明すると何か都合の悪いことでもあるのかという疑念すら湧いてきます。

繰り返しますが、社会通念として、掲示板管理者に対して、削除要求が行われた上で相当の期間を置いても合理的な理由無く削除に係る管理権の行使が実施されなかった場合に初めてプロバイダに対して「産能大学に対する名誉毀損で訴えるために発信者又は掲示板管理者の住所・氏名その他の情報を開示せよ。」と要求するのが相当であります。

産能ユニオンは公式に会議室の運用規則を策定した上で会議室の管理運営を行っており、公式に投稿記事 1178 と 1224 (2) で、「これまでの投稿で不適切な投稿があれば産能ユニオンとして職権によって削除する」、「投稿掲載の法的責任をすべて産能ユニオンが負う」旨を表明しております。会議室の全投稿が産能ユニオンの争議行為としての言論活動であると主張しているにもかかわらず、学問の最高府である産業能率大学当局者は、一方的に、社会通念を無視して、発信者又は掲示板管理者に削除依頼を申し出ることもなく、名誉毀損を口実に、個々の発信者に対して違憲の疑いさえある個人攻撃を仕掛けてきているのです。我々はこのことを、組合潰しの意図を隠蔽するための不当労働行為に他ならないと考えます。

産業能率大学が仕掛けた一連の名誉毀損攻撃について、産能ユニオンが公式に意見表明した投稿は、時系列で別紙 (3その1、その2) の通り示すことができます。

- 3 名誉毀損の問題は、特に、それが①公共の利害に関する事実に係り、かつ②公益を図る目的であり、かつ③真実であること若しくは真実と認めるに足りる相当の理由がある場合には、広汎に違法性が阻却されます。小松隆二氏の『公益学のすすめ』(慶応通信)によれば、労働組合や私立学校も公益法人であり、非営利組織であります。このことは社会的にも自明でありますし、関係学会でも広く合意されている、言わば社会的通念であります。本件問題となった産業能率大学は私立学校法に基づいて設立認可を受けた学校法人であり、すなわち文部科学省や私学助成財団から補助金や各種免税措置の優遇の対象となっている明白な公益法人であって、その運営上の問題はまさに「公共の利害」に関わるものとなります。

日本の刑法は「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」(同法第 230 条第 1 項) むね名誉毀損を犯罪として認定していますが、一方、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない」(第 230 条の 2 第 1 項) として、公共の利害に関する場合の特例を規定して違法性を明文で阻却しております。また、日本の民法も名誉毀損を不法行為として認定し、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」(同法第 723 条) と定めておりますが、やはり公共の利害に関する場合には違法性が阻却されると解されています。

4 当該記事は、労働組合法に基づいて法人格を有する正規の労働組合たる「産業能率大学教職員組合」が運営するサイト『産能ユニオン Web Site』⁽⁴⁾において、産業能率大学当局に対する正当な争議行為として実施している「産能ユニオン会議室」の投稿として、しかも労働組合の正規の争議行為として行っているものであります。

一般に、使用者と対等の立場に立つことにより労働者の地位を向上させるため、労働組合の活動は労働組合法によって広汎に保護されており、この目的のために行う労働組合の活動は、暴力の行使その他社会通念上明らかに不当なものを除き、正当業務行為（刑法第 35 条）と認められて、刑事上の犯罪性及び民事上の不法性が阻却されるものと明文をもって定められております（労働組合法第 1 条第 2 項及び第 8 条）。

したがって、一般に「使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けたことの故をもって、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない」（労働組合法第 8 条）のであり、もしも御社に対して「権利を侵害された」と主張する者があったとしても、それが第三者ならば格別、使用者側に立つ者であれば、我々が正当な争議行為として「産能ユニオン会議室」を運営している以上、損害賠償請求の対象にならないことは法律上極めて明白であります。

以下、個別の論点についてご説明申し上げます。

第2 各論

本件（その1、その2）に関して産業能率大学が「名誉権が侵害された」と主張する根拠は、要するに「内容が事実に基づかない」ということに尽きます。

しかしながら、それは単に「産業能率大学側が一方的にそう主張している」というだけのことであり、そのような事実が存在しないことの客観的証明とはまったく成り得ていません。ある言明が事実か否かの証明は、他の方法をもつて行うのが相当であります。

我々産能ユニオンは、次のように考えます。

1 投稿 710 について

当該投稿は、産能ユニオンが公式に投稿記事 1178 と 1224 (2) で、「これまでの投稿で不適切な投稿があれば産能ユニオンとして職権によって削除する」、「投稿掲載の法的責任をすべて産能ユニオンが負う」旨を表明した後もユニオンの争議行為上有益な言論として公式に認め、削除せずに残したものであります。

以下、産能ユニオンが「争議行為上有益な言論として公式に認め、削除せずに残した」合理的根拠についてご説明します。

- (1) 産業能率大学は、過去に、補助金不正受給事件を起こした前科がある。実際、1989年12月9日付朝日新聞 (5) によると「産業能率大学（東京都世田谷区）は系列の経営コンサルタントセンターの教員二人を大学の教員として申告し」「千三万円の補助金を」「不当に受けていた」ことが会計検査院の指摘により明らかとなっている。
- (2) 株式会社湘南ベルマーレとの「提携」ないし同社への「支援」は、事前に、教授会、労働組合、後援会(父母会)、学生会、飛扇会(OB会)等のステークホルダーに対して何の相談もなく一方的に決定され公表されたものである。少なくとも、大学側の都合に合わせて「SANNON Thanks Day」を特別に設けて J2 リーグ所属のプロサッカーチームの応援に動員されることについて教職員や学生が歓迎しているとは思えないし、湘南ベルマーレのユニフォームの胸に産能のロゴ(17)を入れて宣伝効果が上がっているとも思えない。

そもそも株式会社湘南ベルマーレとどのような契約を幾らで何年

にわたって結んでいるのかといった内容も、さらにはその費用対効果も未だに明らかにされていない。ステークホルダーには経営状態を知る権利がある。また、文部科学省や私学助成財団からの補助金や免税措置の優遇を受けている以上、株式会社湘南ベルマーレとの契約内容とその費用対効果の公開は、市民社会に対する義務でもある。

(3) 株式会社湘南ベルマーレとの「提携」ないし同社への「支援」について、産能ユニオンは産業能率大学に対して 2004 年 5 月 24 日付け産能教組発第 21 号文書をもって次のように指摘し、財務情報の大項目のみならず小項目も含めて全面開示を要求した。しかし、産業能率大学は財務諸表の開示そのものを拒否した。

- ① 産能ユニオンが文部科学省より取り寄せた産業能率大学の財務会計報告書によれば、過去 10 年、とりわけこの 5 年間、財務状況が次第に悪化していることが確認されている。
- ② しかし、産業能率大学が発表した「2004 年度大学部門の活動方針」では、湘南ベルマーレとの提携施策を通じた産業能率大学の認知度向上と教職員・学生の一体感の醸成を目的として、スポンサーとして湘南ベルマーレへ多額の寄付金が提供されたことが述べられている。
- ③ 一体どんな根拠に基づいて、経営の思わしくない教育機関がプロスポーツチームのスポンサーになりうるものだろうか。それが高等教育上どんな必然性があると言うのだろうか。そのような経営によって我々の雇用が危うくなるとすれば、まさに大問題である。これらについての相当な理由をご説明いただくとともに、その具体的根拠として、法人の経営状態を示す詳細な財務諸表の全面開示を要望する。

(4) 産業能率大学は、文部科学省が平成 12 年 10 月 1 日現在で実施した『平成 12 年度学校法人の財務の公開状況に関する調査』、平成 15 年 10 月 1 日現在で実施した『平成 15 年度学校法人の財務の公開状況に関する調査』及び平成 16 年 10 月 1 日現在で実施された『平成 16 年度学校法人の財務の公開状況に関する調査』(以上、文部科学省の Web ページで確認できる年度分のみ)⁽⁶⁾ に対して、「財務書類を公開している」と回答をしている。

この Web ページに掲げられているように、文部科学省によれば「本調査において『公開』とは、学生・保護者、教職員又は広く一般に対し、広報誌等への掲載、学内掲示板等への掲示、ホームページへの掲載又は閲覧窓口における申出者への閲覧（写しの交付を含む。）等の方法により、財務状況に関する情報を提供することをいう」。

産能大学が平成 17 年 7 月期からこの種の財務情報の「公開」を自らの公式ホームページで行っていることは事実である (7)。

しかしながら、この Web ページを見れば明らかのように、公開されている財務情報は 2004（平成 16）年度のものである。

産能ユニオンは既出の 2004 年 5 月 24 日付け産能教組発第 21 号文書をもって次のように指摘し、「平成 15 年度学校法人の財務の公開状況に関する調査」調査票の回答内容の公開を迫った。しかし、産業能率大学は正当な理由なく回答を拒否した。

文部科学省、「平成 15 年度 学校法人の財務の公開状況に関する調査結果について」（2004 年 3 月 26 日）では、産業能率大学は「財務書類を公開している学校法人一覧」の中に入っています。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/03/04032601.htm

本調査において「『公開』とは、学生・保護者、教職員又は広く一般に対し、広報誌等への掲載、学内掲示板等への掲示、ホームページへの掲載又は閲覧窓口における申出者への閲覧（写しの交付を含む。）等の方法により、財務状況に関する情報を提供することをいう」と定義されておりますが、学校法人産業能率大学は、上記の調査に対して、どのように回答されたのでしょうか。文部科学省から調査票を取り寄せましたので、届け出られた内容にしたがってご回答願います。

産業能率大学による財務情報の「公開」は文部科学省の情報公開に関する通達が出て初めてのことであり、このことは大学側代理人のひかり総合法律事務所所属弁護士の小澤和彦氏も同席した産能大学の 2005 年 7 月度教授会で報告されている事実でもある。平成 17 年 7 月期まで、このような意味での「公開」が行われていた事実はない。もしも仮にそのような「公開」が行われていたのならば、我々が文部科学省の情報公開制度に基づいてわざわざ入手した財務情報を PDF 化して産能ユニオンのホームページ(4) に掲示する必要は大幅に減殺されたし、一連の団体交渉及び教授会でのやりとりも、文部科学省が情

報公開した財務情報で墨塗りになっている小項目開示の問題以外にはありえなかったはずである。

以上のことは、平成 16 年度までの『学校法人の財務の公開状況に関する調査』をめぐる文部科学省に対する産業能率大学の報告と矛盾する事実と言わざるを得ない。

- (5) 産業能率大学では、田村敏和常務理事が 2005 年 4 月 1 日付で管理部門（役員室、監査室を除く）と渉外の担当理事に就いている。ただし書きによれば、渉外とは「特命事項として、大学院兼任講師探索、財務情報開示、補助金事務申請改善、個人情報保護リスクマネジメント担当含む」⁽⁸⁾ である。特命事項の『補助金申請事務改善』からもわかるように、文部科学省から何らかの改善命令が出たことは確実と考えられる。

- (6) 産能ユニオンは、さらに、2005 年 5 月 17 日の団体交渉において平成 16 年度の補助金が大幅に減少していることは懲罰としか思えない旨を指摘し、その理由について全面開示を要求した。にも関わらず産業能率大学の代理人を名乗る弁護士と人事部長は、「文部科学省に訊いてくれ」と言うのみであり、正当な理由なく回答を拒否した。

この問題はあらためて 2005 年 5 月 30 日付け産能教組発第 26 号文書においても、「9. 文部科学省による平成 16 年度補助金減額処分の理由を開示すること。『文部科学省に聞いてくれ』では、多額の補助金、各種免税措置等で優遇されている学校法人としての社会的責任を果たしていない。」ことを指摘した上で公式に開示するように求めたが、大学側は正当な理由なく再びこれを拒否した。

2005 年 7 月度教授会において行われた「3. 報告事項」の「3-1 産能ユニオンの名誉毀損発言における本学の対応について」に係る議事進行では、平成 16 年度補助金の大幅減少について、新日本監査法人所属の公認会計士増田正志氏から次のような公式説明がなされた。

補助金は国や私学助成財団から出ている。今年度特筆されることだが、補助金についても前年度に比べて『やや』減っている。実は、実際の執行運営を見ていると本来の目的動機と違っているものが一部あったので、会計検査院等から指摘を受けると改めて大きなマイナスになりかねないことから、本学の場合は自らが返

却したという処理が入っているので、前年度に比べて『やや』少なくなっている。

しかし、15年前の補助金不正受給事件の際も会計検査院の指摘により補助金を返還しなければならなかったという経緯を見る限り、今回の指摘前の自主返還も、特に一般補助金と私立大学教育研究高度化推進特別補助金の使途において何らかの不正があったと信ずるに足る十分な証拠がある。

実際には、次の通り、平成16年度の産能大学補助金額は公認会計士増田正志氏の指摘するような『やや』ではなく、前年度比『66%も』減少している。どう見ても通常の過年度調整とは考えられない。

	①	②	③	合 計
平成10年度	117,989	79,680	—	197,669
平成11年度	139,337	128,642	—	267,979
平成12年度	136,176	131,765	—	267,941
平成13年度	131,930	137,884	—	269,814
平成14年度	152,399	79,483	44,586	276,468
平成15年度	148,818	65,198	42,425	☆256,441
平成16年度	★29,629	51,573	★7,065	☆88,267

(単位：千円)

★①一般補助：教職員の給与費、教育と研究の経費等

②特別補助：

- a. 生涯学習時代に対応した社会人のキャリアアップのための受け入れ
- b. 学習方法の改善、学習機会の多様化及び特定分野の人材育成

★③私立大学教育研究高度化推進特別補助（文部科学省執行分）：

下記の四点において意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行い、私立大学における教育及び学術研究の飛躍的向上を図る。

- a. 優れた教育研究を実践する卓越した大学院への支援
- b. 先端的・先導的学術研究の推進
- c. 学部における教育の質の向上や教育システムの改善
- d. 教育研究の高度情報化の推進

※平成 10、11、12、13 年度は、特別補助金に私立大学教育研究高度化推進特別補助金が含まれている。各年度補助金額の出所については別紙(9)を参照のこと。

ちなみに、通常の教授会議事録の作成にはテープ録音だけで十分であるにも関わらず、このときの教授会では、大学当局は当該議題のみをビデオ撮影したという事実がある。このことは、「教授会での当議題をめぐる発言に心理的圧力を加え、発言を事前に封殺することを目論んだもの」と解され、極めて不当である。

議事冒頭において、産能大学学長原田雅頭氏は、教授会に出席している教員を見渡しながら「他の学園の例には学園の先生が学園及び校長を誹謗中傷するというようなことで解雇を適法とした判例もあるわけでございます。敬愛学園事件といわれておりますが、私としましてはですね、先生方が産能ユニオンの電子会議室の違法発言に関与されていないということを期待する……」と、まさに恫喝とも受け取れる異様な発言を行った後、「今日(公認会計士増田正志氏に本学の経営状態に関して)ご説明いただくわけですが、この内容はここに出席をされていない本学の教職員の不安感を払拭する意味で開示する必要があると考えております。その都度、(公認会計士増田正志氏に)来ていただくわけにもいきませんので、開示状況をビデオ撮影させていただきたいと思います。」という説明があつたにも関わらず、その後、教授会に参加しなかった教職員の不安感を払拭するため当該ビデオが上映されたという事実はない。これは、まさに産業能率大学による言論の自由に対する弾圧行為に他ならない。

- (7) 産業能率大学が自ら公式ホームページで公開している財務情報データによって、平成 16 年度は、ついに単年度赤字に転落したことが示されている。それは、平成 16 年度の消費収支計算書 (7) を見れば明らかである。これにより、産業能率大学が平成 16 年 1 月以降の株式会社湘南ベルマーレとの提携施策によって発展しているとは決して言えないことが確認できる。むしろ、財務的には却って凋落している。

消費支出の部 合計 16,729,813

帰属収入の部 合計 16,311,650

よって、「消費支出 > 帰属収入」で、単年度赤字は 418,163(千円)である。

- (8) 産業能率大学が自ら公式ホームページで公開している資金収支計算書と消費収支計算書 (7) には、管理経費支出について次のような説明が記載してある。

管理経費支出は、学生教育の管理運営業務に係る消耗品費・光熱水費・委託手数料等の支出と、社会人教育事業に係る消耗品費・光熱水費・委託手数料等の支出です。本学は、建学の精神に則り社会人教育事業を行っているため、通常の学校法人に比べ、管理経費支出の割合が高くなっています。

他大学が公式ホームページで公開している財務情報を見る限り、管理経費支出の小項目の内訳は消耗品費、修繕費、光熱水費、旅費交通費、通信費、委託計算費、委託業務費、賃借費、損害保険料、福利費、広告費、事業費、諸費が一般的な項目である。計算書の説明では、なぜか、あえて「広告費」には触れられていない。

一説によると、株式会社湘南ベルマーレのユニフォームの胸スポンサー広告費は1億とも法人内で囁かれている。その他にも、2005年1月8日付けのガルエージェンシーの『探偵ファイル』での産能関係者による内部告発記事「問題多き産●大学」(10) では、「広告費は、年間2億円以上」と指摘してある。「産●大学」とあるが、これに相当する大学名は他にないし、「入試センターの高校生接待」・「スーフリ問題」・「飛扇会 (OB 会) の会費不正使用」・「学生会の会費不正使用」・「代官山キャンパス」などのキーワードが並べば紛れようがない。全国最大の探偵社ガルエージェンシーが調査してのことであろうから、確実な証拠を握っての記事だろう。

フレンドリーでカッコイイ&美人の在校生をバイトとして雇用し、見学に来た高校生に校内ガイドとして案内させ『ウチの学校はいいよ』と宣伝を強制。

在学学生をコンパニオンとして利用したり、進路指導の高校教師へは資料と称して高級菓子折り・ノベルティグッズなど、大量のお土産を渡していた。

それらを含めた広告費は、年間2億円以上だと星野さんは言う。

湘南ベルマーレ・ユニフォームの胸スポンサー広告費、推定一億と「年間2億円以上」の入試関連広告費を単純に合計しただけでも、少なくとも、年間3億円以上の広告費が支出されていることになる。これほどまでの多額の広告費が支出されているにも関わらず、なぜ、管理経費支出の説明では「広告費」に一言も触れられていないのだろうか。

さらに、産業能率大学が自ら公式ホームページで公開している財務情報では資金収支計算書の管理経費が前年度より約10億円上昇しているにもかかわらず（平成15年度：5,143,294,120円→平成16年度：6,192,418,238円 ※文部科学省が情報公開した『産業能率大学 学校会計報告書』調べ）⁽¹¹⁾、産業能率大学の計算書の説明では、なぜか、そのことにも触れられていない。

- (9) 衆議院議員の河野太郎氏は産業能率大学理事長上野俊一氏の高校・大学の先輩にあたることが知られている。事実として株式会社湘南ベルマーレは年間売上高8億円弱のJ2リーグ所属のプロサッカーチームであり、その取締役会長は河野太郎氏が務めている。株式会社湘南ベルマーレは、公益法人の産業能率大学からの『支援』を受けてさえ赤字ぎりぎりという経営状態のチームであり、年間利益はほとんどゼロに近い。実際、河野太郎氏の運営する公式ホームページ「ごまめの歯ざしり」2004年4月21日号によれば、次のような財務状況である⁽¹²⁾。

株式会社湘南ベルマーレの株主総会。

平成15年度は売上高764,583,865円で、当期純利益は

156,678円、利益率0.02%。親会社のない市民球団としては立派な成績だ!

	平成15年度決算	平成16年度予算
売上高	766百万円	711百万円
（入場料収入）	142	152
（広告料収入）	402	357
（分配金収入）	124	110
（その他）	98	92
費用	766	711

(人件費)	340	344
経常損益	187千円	263千円

- (10) 株式会社湘南ベルマーレ決算期1月直後の今年2月中旬あたりから、産業能率大学では、もともと観客席ガラ空きの湘南ベルマーレ戦チケットを「一人当たり5枚」という条件で無料配布する旨を知らせるメールを教職員に配信したり、学生や教職員に直接、無料配布したりしていたという事実がある。

実際、河野太郎氏の「ごまめの歯ぎしり」2005年4月24日付け記事⁽¹³⁾によれば、「前期のベルマーレの収入は入場料収入、広告料収入、リーグ分配金が20%、58%、18%の割合だった。ホームの入場者を増やしてこの比率を33%、49%、18%にするのが新年度の目標だ。」とある。あたかも、この記事の『入場者を増やして入場料収入比率20%（H16年度）を33%（H17年度）にする』と連動するかのようになり、産業能率大学による湘南ベルマーレ戦の大々的なチケット無料配布が始まった。

株主総会

今日はいよいよ... 湘南ベルマーレの株主総会。
えっ、仙台？ ベガルタがどうかしたって？
えっ、福岡？ アビスパがなにか？

平成十六年度売上	7億7274万円
経常利益	143万円
経常利益率	0.0185%
当期純利益	59万円
利益率	0.0076%

(安い電卓叩いたらゼロになった)

前期のベルマーレの収入は入場料収入、広告料収入、リーグ分配金が20%、58%、18%の割合だった。ホームの入場者を増やしてこの比率を33%、49%、18%にするのが新年度の目標だ。

J1昇格に備え、増資も考えねばならない。
長期的にはチームの登録選手の半分以上はユース出身の選手にしていきたいし、そのためにアマチュアチームを新設し、ゆくゆくはトップはJ1、アマチュアチームはJFLを目指す。200

9年までにはスクール生も2000人まで増やしたい。トップチームの半数がすでに育成選手であるというスペイン一部リーグのオサスナとの提携からノウハウをきちんと学んでいきたい。県大会で初参加初優勝した女子ソフトボールもさらに環境を整えて強くしていきたいし、湘南地域のソフトボールプレイヤーの活躍の場になって欲しい。

さらにNGOのピースウィンズとの提携を通じて、困難な状況にある人にも夢と希望を与えることができるクラブにしていきたい。

- (11) 産業能率大学は、自らの公式ホームページ上において2004年1月より株式会社湘南ベルマーレと提携関係を結んだことを公開している。にも関わらず、公式ホームページ上の「財務情報」の欄(7)では湘南ベルマーレ関連の支出に対する説明が一切記載されていない。2005年7月度教授会においても、公認会計士増田正志氏の口から湘南ベルマーレ関連の支出に関する説明は一切なかった。湘南ベルマーレと提携関係を結んだことを大々的にホームページ等で公に宣伝していることと矛盾する事実である。

以上のことから、我々産能ユニオンは、今なお、産業能率大学と湘南ベルマーレとの提携関係は極めて不透明、不可解なものと判断します。「とりわけこの5年間財務状況が次第に悪化してきた産業能率大学自体が、湘南ベルマーレとの提携関係を結んだことによって却って平成16年度は単年度赤字に転落している。にも関わらず、産業能率大学当局者はなぜか、湘南ベルマーレとの『提携関係』の名目のもとに多額の資金供与を継続しながらも、その具体的契約内容ばかりか、支出額とその詳細の内訳の公開も拒んでいる。ましてや、平成16年度補助金大幅減少の理由についても、正当な理由なく説明を頑なに拒否し続けているという事実がある。その行為は、例えば株式会社湘南ベルマーレ会長たる河野太郎氏に安定した給与を間接的に支払う形で『迂回献金』することを正当化している可能性が大きい。」と疑っても何ら不自然なものではないと信じたからであります。

学校法人は、私法人ではあっても株式会社等の営利企業と異なり、高度の公共性を有する組織と解するのが相当であり、その運営が社会正義や公共の福祉に反するものと考えられる場合には大いに非を鳴らすのが当然のことです。学校法人の公共性に関連しては、『参議院議員中村敦夫君提出学校法人東北文化学園大学への監督及び国庫補助に関する質問に対する答弁書』

(14) や『学校法人の財務状況の公開に関する各種提言』(15)においても、今後は大学の財務状況のみならず、当該大学に関する情報全般の公開の促進の必要性が急務と提起されております。

実際、東北文化学園大学の補助金不正受給事件では、補助金適正化法違反、業務上横領などの罪で起訴された前学園理事長が、参院選の際、法人から約3000万円を着服し、自民党公認で比例区から立候補した元文部官僚に選挙資金として提供したことが朝日新聞2005年2月4日付けの記事に掲載されております。このことから、産業能率大学当局者がどんなに名誉毀損として問題視しようとも、当該投稿は「単に公衆の興味、好奇心の対象となるに過ぎない事実」ではなく、「公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実が真実であることの証明がなくても、行為者の右行為に違法性はなく、また、真実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為に故意または過失がない。」と解され、名誉毀損（刑法第230条及び民法第723条）は成立しないと考えます。

もし万一、本当に当該投稿が述べるような事実ないしそれに類似した事実が存在しないとあくまでも主張するのであれば、産業能率大学は「内容が事実に基づかない」ことを次の方法をもって客観的に証明することが必要だと考えます。

- (1) 産業能率大学は文部科学省と所轄の税務署から「過去30年間の財務関係書類において不正の事実はない。」と証明する書面の交付を受け、御社と産能ユニオンに対して提示するとともに、それを産業能率大学の公式ホームページ上で公開する。
- (2) 産業能率大学は湘南ベルマーレとの契約内容及びその関連支出を財務関係書類及びその他の客観的な資料を以って詳細に解説する書面を御社と産能ユニオンに対して提示するとともに、それを産業能率大学の公式ホームページ上で公開する。
- (3) 産業能率大学は文部科学省と所轄の税務署から「産業能率大学と湘南ベルマーレの財務関係書類を付き合わせて検討したが、河野太郎氏に対する『迂回献金』とみなしうる証拠はない。」と証明する書面の交付を受けて御社と産能ユニオンに対して提示するとともに、それを産業能率大学の公式ホームページ上で公開する。

以上のことを書面によって客観的に証明していただければ、我々産能ユニ

オンは、産業能率大学の「名誉権が侵害された」との主張は合理的な理由に基づくものとして、喜んで当該投稿の削除に応じる用意があります。

疑念が真実ではないと主張するのであれば、その疑念を晴らすためのデータを完全公開し、これらの客観的な証明を示さないかぎり、「大学には都合が悪いことがあるのだろう。」と言われたとしても、それは産業能率大学当局者の責任であります。現時点で、組合の言論活動への一種の恫喝によってこの疑念を抑圧しようとするのは、公益法人たる高等教育機関としてあるまじき行為であり、「河野一族への迂回献金もこの中に何らかの名目でもぐりこんでいる可能性大です。ご存知でしょうが、河野は次期衆院選に向けて政治献金集めに奔走しています。湘南ベルマーレもお忘れなく。」という疑念には、一定の根拠があると言わざるを得ないでしょう。

2 投稿 1336 について

まず、事実関係から説明させていただきます。投稿 1336 は、発信者が削除権をもつ産能ユニオンの掲示板管理者の一人として、原文をコピーして再掲載したものであります。

当時、発信者が掲示板管理の作業を実施していたところ、「内部告発者」と称する投稿者が投稿していた原文投稿記事 1335 に、「内部告発者」自身のメールアドレスとしてユニオンのアドレスを付してイタズラが施してあることに気づきました。急遽、発信者がこの事実をユニオン幹部に知らせ掲載の可否について相談しましたところ、「イタズラしてあるものの、投稿内容は産業能率大学の内情について一定の知識をもつ者なら相当の信憑性があると考えざるを得ない。」とのユニオンの判断が下されたため、イタズラしてあったユニオンのアドレスを消した上でコピーして再掲載しました。したがって、投稿 1336 は、ユニオンの争議行為上有益な言論として公式に認めたものであります。

当該投稿が言及している「内部告発」の原文はインターネットサイト『2ちゃんねる』生涯学習板の次のスレッドの「元・産能 работникH・O」と名乗る匿名の人物（以下『2ちゃんねる』内部告発者」といいます）による投稿 414、415、418、420、432、464～468、480～481、553～554⁽¹⁶⁾ に基づくものであります。その内容は質・量ともに十分で、産業能率大学の内情について一定の知識をもつ者なら「相当の信憑性がある」と判断せざるを得ないものであります。

実際、『2ちゃんねる』内部告発者」による上記の一連の投稿記事の中に登場する、文部科学省に対して実名内部告発されたご本人（「minako」さんと名乗る女性）から、「産業能率大学が名誉毀損攻撃を仕掛けてきたら文部科学省への実名告発の事実を暴露しますので。」との意思表示が産能ユニオンに対して寄せられております。

もし万一、本当に当該問題の記事が述べるような事実ないしそれに類似した事実が存在しないとあくまでも主張するのであれば、産業能率大学は「内容が事実に基づかない」ことを次の方法をもって客観的に証明することが必要だと考えます。

- (1) 産業能率大学は、文部科学省から「卒業生や在校生による実名告発の事実はない」、「行政指導は行っていない」、「監視下にも置いていない」と証明する書面の交付を受けて御社と産能ユニオンに対して提示するとともに、それを産業能率大学の公式ホームページ上で公開する。

以上のことを書面によって客観的に証明していただければ、我々産能ユニオンは、産業能率大学の「名誉権が侵害された」との主張は合理的な理由に基づくものとして、喜んで当該投稿の削除に応じる用意があります。

疑念が真実ではないと主張するのであれば、その疑念を晴らすためのデータを完全公開し、これらの客観的な証明を示さないかぎり、「大学には都合が悪いことがあるのだろう。」と言われたとしても、それは産業能率大学当局者の責任であります。現時点において、組合の言論活動への一種の恫喝によってこの疑念を抑圧しようとするのは、公益法人たる高等教育機関としてあるまじき行為であり、「産能はもはや文部科学省の継続的監視下に置かれている『破綻法人』同様の大学なのだ。」という疑念には、一定の根拠があると言わざるを得ないでしょう。

さらに申し上げれば、本件（その1、その2）に関する問題箇所は、たとえ何らかの事実に関連することであっても、高度に抽象的で曖昧なものであり、それ自体としては具体性がなく、産業能率大学の社会的評価を著しく低下させるようなものではありません。

例えば「その1」に関連して申し上げれば、産業能率大学が過去に補助金不正受給事件を起こした前科があり、平成16年度補助金も自主返還せざるを得なかったという事実がある限り、少なくとも、今回の補助金自主返還の理由の全面開示、湘南ベルマーレ関連支出や財務諸表等の全面公開は、公益法人として至極当然のことでありしょうし、政治家一般についても何らかの迂回献金の有無について、その可能性を疑うことは市民監査としてもますます重要視される時代になっております。また、一般論として、産業能率大学の内情に詳しい納税者が「次期衆院選の各候補者が選挙準備のため資金繰りに奔走している可能性が極めて大きい時期に、何らかの形での政治献金が動くのではないか。」と疑っても不思議ではありません。

「その2」に関連して申し上げれば、産業能率大学が文部科学省の監視下にあると言っても、そのような制度が法律上公式に存在するわけではないのです。したがって、投稿1336に「産能はもはや文部科学省の継続的監視下に置かれている『破綻法人』同然の大学なのだ」という表現があるとしても、それは事実を指摘したものではなく、単なる意見表明に過ぎません。読者はその文脈において「そのような見解もあるな」と考えながら読むのであり、すべて事実として受け取ることはありえないでしょう。

結論として申し上げれば、いずれの投稿にせよ、労働組合法に基づいて法人格を有する正規の労働組合たる「産業能率大学教職員組合」が運営するサイト

『産能ユニオン Web Site』において、公益法人たる産業能率大学当局に対する正当な争議行為として実施している「産能ユニオン会議室」の投稿であります。再三再四の組合による「合理的理由を示して組合に削除依頼せよ。」という要求を無視した挙句、産業能率大学のみならず、代理人弁護士藤原宏高、九石拓也、沢田行助、平岡敦、小澤和彦各氏が「内容が事実に基づかない」というだけの一片の誠意も感じられない主張に終始していることは、名誉毀損の構成要件を充足するものではなく、そもそも「名誉権が侵害された」と損害賠償請求の対象とすることすらできないものと考えます。その主張に隠された意図は、言論の自由を侵害しようとするものであり、さらに言えば、組合潰しの意図を隠蔽する悪質な不当労働行為の疑いさえあると解釈できます。したがって、本件は、到底御社が取り上げるに足るものではありませんと判断します。

以 上

※文中の脚注(1)～(16)は、裁判所提出資料の番号を示す。